

# 「県中農林事務所須賀川農業普及所整備」基本・実施設計業務

## 公募型プロポーザル（福島県内限定）募集要領

### 1 目的

昭和 47 年に設置した県中農林事務所須賀川農業普及所（以下、「須賀川農業普及所」という。）は、農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）の規定に基づき、普及指導員を置き、直接農業者に接して農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的にこれらの改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展及び農村の振興を図るため設置された地域拠点であり、須賀川市・岩瀬郡・石川郡を管轄し、集落営農の推進、農業担い手の育成、新規就農者の支援等の業務を担っています。

今般、庁舎の老朽化等により新庁舎の建設が必要となったことから、農業就業者の減少と高齢化が続く中、新規就農者の確保を始めとする農業担い手の確保・育成やスマート農業等の導入による生産・経営の強化など厳しい課題に適切に対応する普及指導活動を実践していくための次世代の農業普及所の整備を行います。

本プロポーザルは、これにふさわしい施設を整備するため、優れた技術力や創造力、問題解決力を有する設計者を募集するものです。

### 2 事業の名称

須賀川農業普及所移転事業（県中農林事務所須賀川農業普及所整備）

### 3 設計者選定方式

公募型プロポーザル方式（福島県内限定）

### 4 主催及び事務局

- (1) 主 催 福島県
- (2) 事務局 福島県農林水産部農業振興課

### 5 事業の概要

- (1) 施設名称 県中農林事務所須賀川農業普及所
- (2) 主要用途 地方公共団体の支庁又は支所
- (3) 建設地 須賀川市芦田塚 203-17
- (4) 施設計画
  - ① 施設構成 庁舎、公用車車庫・倉庫棟
  - ② 主要施設 執務室、研修・会議室、土壌診断室、放射能検査試料調整室、放射能モニタリング室、経営相談室、書庫等  
職員駐車場 20 台、公用車駐車場 10 台、来客用 10 台程度
  - ③ 施設定員 執務室 20 名、研修・会議室 60 名以上、経営相談室 4 名程度

- ④ 延べ面積 600 m<sup>2</sup>程度
- ⑤ 構造 木造とする
- ⑥ 階数 平屋建てを基本とする
- ⑦ 工事費 約3億6千万円  
(工事費(建築・電気・機械・土木)、消費税を含む)
- ⑧ 全体工程 令和4年度～令和5年度 基本・実施設計  
(予定) 令和5年度～令和6年度 建築工事  
令和7年度 開設

#### (5) 建設敷地

- ① 敷地面積 敷地面積 約2,660 m<sup>2</sup> (全部事項証明書)
- ② 都市計画等
  - ・都市計画区域(市街化区域)
  - ・防火・準防火地域の指定なし ※建築基準法第22条区域内
  - ・第1種中高層住居専用地域、第2種住居地域
  - ・都市ガス、公共上下水道 供用区域内
- ③ 周辺環境
  - ・JR須賀川駅より徒歩22分(1.6km)
  - ・須賀川インターより車で10分
  - ・敷地北側：住宅地、敷地南側：山林、緩やかな傾斜地
- ④ その他
  - ・建設エリアは概ね平坦であり、造成工事は不要と想定している。

#### (6) 関連資料

建設予定エリア及び整備計画概要等の詳細は、以下の資料を参照してください。  
本資料は、事務局のホームページからダウンロードすることができます。

- ① 別図1 案内図
- ② 別図2 位置図
- ③ 別図3 敷地図・敷地現況写真
- ④ 資料1 「県中農林事務所須賀川農業普及所整備基本構想」  
※施設整備に係る基本的な事項・考え方、農業普及所の業務イメージ等を記載
- ⑤ 資料2 福島県協同農業普及事業の実施に関する方針(参考)

## 6 プロポーザルの提案課題

本プロポーザルへの参加者（以下、「参加者」という。）は、以下の課題について提案してください。

### （1）周辺地域と共生する施設の在り方に関する提案

- 計画している敷地は住宅団地内に位置していることから、周辺環境に調和するとともに、農業者はもとより住宅団地の住民等も気軽に訪問・交流する、地域コミュニティと共生する施設となるよう、次の事項を含めた効果的な提案を行ってください。
  - ・各室の採光を十分に確保しながら、県政・農政情報の閲覧、地域住民向け家庭菜園に関する情報提供や相談に応じられるオープンスペースの確保
  - ・若手農業者による直販会などのイベント時に、内部空間と外部空間が一体的となる機能
  - ・住宅団地に配慮した意匠性・平面計画・配置計画

### （2）次世代の農業普及所としての施設機能の実効性確保に関する提案

- これからの農業技術・経営改善に関する指導・情報提供を始め、本県の未来の農業を担う新規就農者の確保・育成に向けた就農相談や、就農して間もない者への経営相談対応等就農サポートを実効性のあるものとする施設となるよう、次の事項を含めた効果的な提案を行ってください。
  - ・60人程度の会議・研修室と資金計画の相談等に対応できる2つの個室型相談室を設けながら、20人から80人程度の会議・研修や、3人以上の個別相談にも同時に対応できる可変性を兼ね備えた空間・平面計画
  - ・来庁者と職員が交流しながら快適に過ごせるよう、諸室が有機的に連携し設備機能が効率的に配置されるなど、限られた延べ面積を有効活用しながら施設の機能を最大限に発揮できる魅力ある内部空間構成

### （3）その他本施設の計画において特に重要と考える提案、

- 上記の他、木造化・木質化、ZEB化に対する新たな視点や、本施設の整備にあたり特に重要と考える課題がある場合は、参加者独自の提案を行ってください。

## 7 スケジュール

- (1) 募集要領及び各種様式等の請求受付期間  
令和4年5月24日（火）から令和4年6月23日（木）
- (2) 現地説明会  
令和4年5月31日（火）13時15分から
- (3) 「参加表明書」及び「技術提案書」の提出に係る「質問書」の受付期間  
令和4年5月24日（火）から令和4年6月7日（火）（必着）
- (4) 「質問書」に対する回答  
令和4年6月10日（金）
- (5) 「参加表明書」の提出期間  
令和4年5月24日（火）から令和4年6月7日（火）（必着）
- (6) 「技術提案書」の提出期間  
令和4年5月24日（火）から令和4年6月23日（木）（必着）
- (7) 第一次審査  
令和4年7月中旬頃
- (8) 第一次審査結果発表及び通知  
令和4年7月下旬頃
- (9) 第二次審査及びヒアリング  
令和4年8月上旬頃
- (10) 第二次審査結果発表及び通知  
令和4年9月上旬

## 8 参加資格等

### (1) 資格要件

参加者の要件は、評価基準日（令和4年6月23日）において、次の①に掲げる条件を全て満たしている1者又は②に掲げる条件を全て満たしている設計共同体とします。

#### ① 1者単独（設計共同体でないもの）

ア 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を福島県知事から受けていること。

イ 建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

オ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

カ 公共建築物（工場、車庫、倉庫を除く。）の実施設計実績を有する者であること。

※1 実施設計実績とは、過去15年間の国内における実績で、新築、増築及び

改築とし、改修は含まない。

※2 増築又は改築の場合の実績は、当該増改築部分に限る。

※3 設計共同体の構成員（代表者に限らない。）として受注した実績を含む。

キ 管理技術者は1名とし、意匠・構造・積算・電気設備・機械設備・土木の担当主任技術者（以下「各担当技術者」という。）との兼務は認めない。

ク 管理技術者及び各担当技術者の資格要件は、以下のとおりとする。なお、構造・積算・電気設備・機械設備・土木の担当技術者については、再委託も可能とする。

- ・管理技術者 : 一級建築士
- ・意匠担当技術者 : 一級建築士
- ・構造担当技術者 : 一級建築士
- ・電気設備担当技術者 : 一級建築士又は建築設備士
- ・機械設備担当技術者 : 一級建築士又は建築設備士

## ② 設計共同体（設計JV）

ア 2者又は3者で構成する設計共同体であること。

イ 構成員において決定された代表者（以下「代表構成員」という。）は、①ーア～カの全ての条件を満たす者であること。

ウ 管理技術者は、代表構成員から配置すること。

エ 構成員は、①ーア～オまでに掲げる条件を全て満たす者であること。

オ 設計共同体として①ーキ及び①ークの要件を満たす者であること。

カ 設計共同体協定書（以下「JV協定書」という。）を締結している者であること。

キ JV協定書においては、構成員等に係る次の事項を明確にすること。

- ・代表構成員に関すること
- ・構成員が分担する業務の内容に関すること
- ・業務が適切に分担されていること
- （一つの分担業務を複数の構成員が共同で実施しないこと）

ク 構成員は、本プロポーザルにおいて、①の提案者又は他の設計共同体の構成員となっていないこと。

## (2) 技術提案書の提出

本プロポーザルの参加者が提出できる技術提案は、1者または1設計共同体1提案とします。

## (3) 業務の再委託

- ・専門分野（管理技術者及び意匠担当主任技術者を除く。）の業務は、建築士法に基づき設計業務の一部を他の設計事務所に再委託することができます。
- ・再委託事務所の所在地については制限を設けません。
- ・この再委託事務所は、(1)ー①ア（福島県知事以外の登録も可。）～オの資格要件を満たし、本プロポーザルにおける参加資格を有しないこととします。
- ・建築士法に基づかない設計業務（積算・土木設計業務）を再委託する場合は、建築

士事務所の登録は求めません。

・本プロポーザルの公告日から第二次審査結果発表（通知）までの間に、再委託事務所が 14-⑦及び 14-⑨に抵触した場合は、参加者から提出のあった提案書を無効とします。

・建築士法に基づく設計業務を補助する業務の委託は、本項再委託の対象外となるため、当該業務の受託予定者（以下「協力者」という。）は、提出書類（様式 3-3）に記載しないでください。

・協力者についても、(1)-①-イ～オの資格要件を満たす必要があります。

## 9 募集要領等の配布

### (1) 配布期間

令和 4 年 5 月 2 4 日（火）から令和 4 年 6 月 2 3 日（木）

（窓口の配布は、閉庁日を除く 9 時から 17 時までとなります。）

### (2) ウェブページからの取得

本プロポーザルの募集要領及び関係様式等の電子データは、事務局（本要領 23 に記載。以下同じ。）のホームページからダウンロードすることができます。

### (3) ウェブページ以外からの取得

上記 (1) の配布期間中、次のいずれかの方法により配布します。

（対象データを複製した DVD-R を配布します。）

#### ① 窓口での配布

電子データ保存用の媒体（未使用の DVD-R）を事務局まで持参してください。

#### ② 郵送による配布

電子データの保存用の媒体（未使用の DVD-R）を以下により事務局まで送付してください。

・申請封筒：「県中農林事務所須賀川農業普及所整備プロポーザル募集要領等請求用封筒在中」と明記すること。

・同封物：電子データ保存用の媒体（未使用の DVD-R）

返信用封筒（DVD-R 対応のサイズとし所定の郵便切手を貼付）

・郵便種別：一般書留又は簡易書留郵便

・その他：配付期間内の消印があるものが有効。

### (4) プロポーザルに使用する様式

本プロポーザルにおいて使用する様式は、次のとおりです。

様式の作成に係る詳細は「別紙 1 提出書類作成説明書」を参照してください。

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| ① 参加表明書       | 様式 1              |
| ② 主要業務実績      | 様式 2              |
| ③ 管理技術者・主任技術者 | 様式 3-1-1、様式 3-1-2 |
| ④ 再委託事務所      | 様式 3-2            |
| ⑤ 技術提案提出書     | 様式 4              |
| ⑥ 技術提案書       | 様式 5              |

- |               |      |
|---------------|------|
| ⑦ 質問書         | 様式 6 |
| ⑧ 取組体制説明書     | 様式 7 |
| ⑨ 業務報告書       | 様式 8 |
| ⑩ 設計共同体協定書（例） | 参考資料 |

## 10 現地説明会

(1) 開催日時 令和4年5月31日（火）13時15分～

(2) 場 所 建設予定地 現地（見学後、須賀川農業普及所現庁舎へ移動）

(3) 内 容

- ・募集要領、基本構想の概要説明
- ・建設敷地の見学・確認（30分程度）
- ・須賀川農業普及所現庁舎の見学・確認（30分程度）

(4) 見学上の留意点等

- ・係員の誘導に従い、周辺住民に支障のないよう十分な配慮をお願いします。
- ・建物敷地の撮影は可能ですが、周辺住居のプライバシーに十分配慮してください。

(5) 参加申し込み

- ・現地説明会への参加を希望される場合は、以下により事前に申込みください。

様 式：任意（表題は「須賀川農業普及所整備現地説明会」と明記）

記載事項：①社名、②氏名、③連絡先（電話・電子メール）

申込期限：令和4年5月30日（月）正午まで

申込方法：電子メール（事務局宛て）

(6) その他

- ・会場の都合上、各社2名までの出席とします。
- ・プロポーザル提案の有無にかかわらず、参加は可能です。
- ・本説明会以外の見学の機会はありません。

## 11 質問書

(1) 質問書の提出

① 提出様式

質問書（様式6）

② 提出方法

持参、郵送、電子メールいずれかの方法により事務局まで提出してください。

③ 提出期限

令和4年5月24日（火）から令和4年6月7日（火）17時まで（必着）

※1 電子メールの場合は、電話連絡により着信を確認してください。

※2 郵送は、提出期限内必着とします。また、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。

(2) 質問に対する回答

① 回答日

令和4年6月10日（金）

② 回答方法

事務局のホームページに回答書を掲示します。  
また、事務局において配付することもできます。

12 参加表明書

(1) 提出様式

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| ① 参加表明書       | 様式 1              |
| ② 主要業務実績      | 様式 2              |
| ③ 管理技術者・主任技術者 | 様式 3-1-1、様式 3-1-2 |
| ④ 再委託事務所      | 様式 3-2            |
| ⑤ その他         |                   |

- ・設計共同体の場合は、①～④のほかJV協定書の写しを提出してください。
- ・JV協定書（例）の第8条第2項で記載している「設計共同体の分担業務額に関する協定書（写し）」は、契約締結後7日以内に提出となります。
- ・詳細は「別紙1 提出書類作成説明書」を参照してください。

(2) 提出方法

事務局まで持参又は郵送してください。

(3) 提出期限

令和4年5月24日（火）から令和4年6月7日（火）17時まで（必着）

※ 郵送は、提出期限内必着とします。また、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。

(4) その他

- ・資格審査において、提出様式の記載内容に疑義が生じたときには、事務局より電話等で問い合わせる場合があります。

13 技術提案書

(1) 提出様式

- |                |    |
|----------------|----|
| ① 技術提案提出書（様式4） | 1部 |
| ② 技術提案書（様式5）   | 8部 |
| ③ その他          |    |

- ・二次審査のヒアリングを要請された参加者（以下「ヒアリング要請者」という。）は、「取組体制説明書（様式7）」「業務報告書（様式8）」を指定期日までに事務局に提出してください。
- ・ヒアリング用の新たな資料の配付及び提案等は認めません。
- ・詳細は「別紙1 提出書類作成説明書」を参照してください。

(2) 提出方法

事務局まで持参又は郵送してください。

### (3) 提出期限

令和4年5月24日（火）から令和4年6月23日（木）17時まで（必着）

※ 郵送は、提出期限内必着とします。また、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。

## 14 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出のあった技術提案書を無効とします。

なお、提出期限の遅れによる無効で、一般書留又は簡易書留による配達記録がない場合の異議は一切受け付けません。

- ① 提出者が本要領 8 に定める設計者に付した条件を満たしていない場合。
- ② 同一参加者が 2 つ以上の技術提案書を提出した場合。
- ③ 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限が本要領に適合しない場合。  
(参加資格及び技術提案書の確認書類が添付されていない場合を含む。)
- ④ 技術提案書の作成様式及び作成説明書に示された条件に適合しない場合。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されている場合。
- ⑥ 技術提案書の提出から契約までの間に、様式 3-1 に記載した管理技術者、主任技術者が本業務に携わることが困難となった場合。  
(病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く。)
- ⑦ 審査委員又は関係者に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。
- ⑧ 第二次審査当日のヒアリングに出席しなかった場合。
- ⑨ 取組体制説明書（様式 7）に記載された者の中に、主たる勤務先や所属が審査委員と同じ者がいる場合。

## 15 選定方針

本プロポーザルの審査は、第一次及び第二次審査の二段階方式で行います。

### (1) 第一次審査

応募者の中からヒアリング要請者を 3～5 者程度選定します。

### (2) 第二次審査

要請者からのヒアリングを行い、最優秀及び次点各 1 者を選定します。

## 16 ヒアリング

第二次審査で行うヒアリング要請者からのヒアリングは、以下により実施します。

### (1) 実施日等

- ① 日 時 令和4年8月上旬頃
- ② 場 所 後日指定（ヒアリング要請にあわせて通知します。）

### (2) 実施方法

- ① ヒアリングは公開で実施します（ヒアリング後の審査は非公開。）。
- ② 管理技術者は必ず出席してください。

- ③ ヒアリング要請者側の出席は、意匠担当技術者を含め3名以内とします。
- ④ ヒアリング要請者自身の出席時間前の入室（傍聴）は認めません。
- ⑤ ヒアリング要請者には、技術提案書（様式5）の趣旨等の説明及び審査委員からの質疑への回答を求めます。
- ⑥ 技術提案書（様式5）の内容を拡大した投射（パワーポイント等）は可能とします。（その他説明用の加工や資料の追加は認めません。）
- ⑦ ヒアリング要請者には、ヒアリングの参加報酬として1者あたり10万円を支払います。（ヒアリングに出席しなかった場合を除く。）
- ⑧ その他詳細な事項は、ヒアリング要請時にお知らせします。
- ⑨ 上記の実施方法を変更するときは、全てのヒアリング要請者の同意を得た上で改めることとします。

## 17 審査委員会

本プロポーザルにおいては、次の委員で構成する「県中農林事務所須賀川農業普及所整備基本・実施設計業務公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、厳正な審査を行います。

- 浦部 智義 （日本大学工学部建築学科教授）
- 赤井 仁志 （北海道大学大学院工学研究院環境工学部門客員教授（前 福島大学理工学群共生システム理工学類特任教授））
- 吉田 真治 （須賀川地域青年農業士会会長）
- 田母神 秀顕 （福島県土木部営繕課長）
- 大橋 金光 （福島県県中農林事務所須賀川農業普及所長）
- 二宮 信明 （福島県農林水産部農業振興課長）

## 18 審査及び審査結果

審査結果は、第二次審査により最優秀及び次点各1者が決定した後、参加者に通知します。なお、事務局のホームページには契約を締結した後に公表します。

## 19 技術提案書の取扱い

参加者から提出された技術提案書は、次の各号のとおり取り扱います。

- ① 提出された技術提案書は返却いたしません。
- ② 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とします。
- ③ 技術提案書に虚偽の記載をして無効とされた場合は、その者に対して入札参加制限措置を行うことがあります。
- ④ 提出された技術提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提案者に帰属するものとします。
- ⑤ 技術提案書等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き当該第三者の承諾を得ておくものとします。  
（本件に関する責は、全て使用する参加者に帰すものとします。）

⑥ 技術提案書は、全て公表します。

(ヒアリング要請者以外の技術提案書は、参加者の名前を伏して公表します。)

⑦ 主催者が、提案に関する説明、展示その他必要と認めるときは、当該技術提案書  
を無償で使用できるものとします。

## 20 設計業務の契約

### (1) 契約の方法

福島県は、最優秀に選定された者を設計候補者とし、福島県財務規則に基づく契約交渉を行います。ただし、8-(1)-①ア～カの条件を満たさない場合は、当該候補者とは契約を締結せず、次点の者を設計候補者とします。

### (2) 業務内容

本施設の新築及び屋外整備等に係る基本・実施設計

### (3) 設計期間（履行期限）

契約締結の日から13ヶ月程度を想定

### (4) その他

工事監理業務を委託する場合は、本業務の受託者と随意契約を行う予定です。

なお、その場合も(1)の条件を満たす必要があります。

## 21 工事の入札参加資格の制限

本件業務を受注した者（再委託事務所を含む）が、製造業又は建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業又は建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできません。

## 22 その他

本プロポーザルへの参加に際しては、上記のほか以下の事項に留意してください。

① 参加者側の理由で技術提案書の内容が履行できなくなった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金、委託業務等成績評定の減点等の措置を行う場合があります。

② 技術提案の内容は発注者側の判断により採否を決定するため、最優秀に選定された場合でも、当該提案内容が実際の設計業務で全て採用されるものではありません。

③ 設計委託料は、福島県が定める算定方式（平成31年国土交通省告示第98号に準拠）により算出した金額以内とします。

④ 設計業務の契約後は、様式3-1に記載した管理技術者及び主任技術者は、病気、事故、退職等やむを得ない事情の場合を除き、変更することはできません。

※ 工事監理業務を契約した場合も、設計共同体の構成員及び様式3-1に記載した管理技術者、意匠担当主任技術者の変更はできません。

⑤ 書類の作成において使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定された単位とします。

### 23 問合せ先（事務局）

このプロポーザルに関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

なお、事務局以外が質問に対する回答や資料提供等を行うことはありません。

- ① 事務局：福島県農林水産部農業振興課
- ② 所在地：〒960-8043 福島市杉妻町 2 番 16 号（西庁舎 9 階）
- ③ 電 話：024-521-7339（直通）
- ④ F A X：024-521-7938
- ⑤ メール：nougyoushinkou@pref.fukushima.lg.jp
- ⑥ U R L：http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021a/